



様式第5号 (第5条関係)

令和6年3月31日

益田市議会議長
福原 宗男 様

議員 高橋 伴典 印

益田市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項に基づき、下記のとおり提出します。

令和5年度政務活動費収支報告書

1 収 入
政務活動費 60,000 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	72,000	視察①川崎市②御殿場市
研 修 費	0	
広 報 費	0	
広 聴 費	0	
要請・陳情活動	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	0	
人 件 費	0	
事 務 所 費	0	
合 計	72,000	

3 残 額 0 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

政務活動費支出報告（調査研究費）

視 察 先	視察①川崎市 視察②御殿場市
調 査 日	令和5年4月17日 ～ 令和5年4月19日
視察内容	① 川崎市 「いじめ問題・不登校対策の取組について」 ② 御殿場市 「議会における ICT 化の推進について」
経 費	詳細は別紙
所 感	<p>① 川崎市 「いじめ問題・不登校対策の取組について」</p> <p>川崎市では、いじめ未然防止の取組として日頃から学校全体で、人権教育を基盤とした教育活動の展開と魅力ある学校づくりの推進を行っている。具体的には、かわさき共生＊教育プログラムの実施や SOS の出し方・受け止め方教育の実施などである。また相談窓口の周知として、相談カード（ひとりで悩まないで）の配布や児童生徒用 GIGA 端末のブックマークへの掲載などを行っている。学校への支援体制としては、区教育担当が必要に応じて指導助言を行い、事案に応じて区教育担当が、直接、保護者や児童生徒と面談することとしている他、学校法律弁護士、児童生徒指導専門調整員（警察官 0B）の活用なども行っている。</p> <p>一方、不登校対策として、未然防止～早期発見～初期対応～事後対応の各段階に応じて、校内・校外支援の両面において活動を行っている。特に、校外支援における県内 2 校のフリースクール等との連携や、ICT を活用した学習支援、市の教育支援センター「ゆうゆう広場」での支援など特色ある取組を行っている、今後の方向性としては、多様で適切な教育機会を確保し、不登校児童生徒の社会的な自立を目指すとしている。そのために、児童生徒の状況に応じた多様な教育機会の確保のため、不登校特例校の設置を検討することとしている。学校以外での学習の場や居場所づくりの支援を更に充実させるなどが考えられている。</p> <p>益田市においても、いじめ問題や不登校対策の充実が求められて</p>

いる。現場である学校や、実際に児童生徒と最前線で接する教師への支援は勿論必要であるが、更に今後は、多様な児童生徒の在り方に対応するためにも、校外での支援についても拡充を目指す必要性を感じている。具体的には、学校以外の教育機関との連携や、こどもたちの居場所づくり、地域との連携による旧来的な画一化した問題への市民の意識も変革をも促しながら、未来を担うこどもたちの自立と精神的に豊かな生活を保障するための施策を充実させていかねばならない。先進的な事例の研究は勿論であるが、更に当地の現状についても調査しつつ、最適な政策提言を行うために有益な視察であった。

② 御殿場市

「議会における ICT 化の推進について」

議会の ICT 化の一策として、御殿場市議会ではタブレットの導入に至っている。その導入に至るまでには、実に 4 年間をかけて検討を行っている。タブレット導入によって目論んだ効果としては、資料の電子化、情報の簡素化、スケジュールの共有管理、市民への的確な情報提供などによる事務作業の効率化、確実に迅速な情報共有や議会活動の見える化などがあった。導入に際しては、機器やシステムの基礎操作の研修を行い、その後、便利な活用方法を議員同士の研修会で学んできた。運用上の取り決めとして「御殿場市議会情報通信機器使用基準」を策定し、禁止事項、貸与端末の取り扱いと遵守事項を明確に定めた。実際の導入効果として、資料の蓄積、情報共有、会議の効率化が挙げられている。現在の課題としては、機器の更新。地食事のデータの受け取りに関して資料の保存期間の検討。利用に関して、議員間でのデータ利用料の差や、利用頻度の二極化などが懸念されている状況である。

益田市議会においても、タブレット導入が検討されているが、導入を決定するためには、その目的の明確化、それに対応した機器やシステムの選択や議員間での ICT 化に対する意識共有と研究が必要であると考えさせられた。導入に必要な経費についても、ある程度この視察において知ることができた。それを確りと活かすためにも全議員が有効な活用を出来るよう、定めた目的に応じて必要十分な機器及びシステムを導入できるように、今後の活動においてこの視察で学んだ事柄について活かしていきたいと考える。

領 収 証

高橋 伴典 様

№ 014300

令和 5 年 7 月 11 日

領収金額	百万	千	円
		72000	



但し

上記金額正に領収致しました

<税抜金額>

10%

<消費税額>

10%



島根県知事登録2-9号 全旅協保証社員
 株式会社 **全国観光公社**
 〒698-0023 島根県益田市常盤町5番29号
 TEL (0856) 22-1144代
 FAX (0856) 22-1141
 E-mail: info@zenkannet.jp



登録番号 T2280001005043